

強制出向裁判 第9回口頭弁論

9月27日、大阪地方裁判所809号法廷において、原告の下茂春美さん、西三喜夫さん、前田稔さんが、強制出向の無効を求めている「強制出向裁判」の第9回口頭弁論が行われました。

裁判所から、原告と被告双方に今裁判の「要件事実」を整理した書面が送付されています。今回の第9回口頭弁論の期日までに、裁判所の「要件事実」の整理に対して、意見等があれば上申書として提出することになっていました。

裁判所の「要件事実」の整理については、次回の第10回口頭弁論までに再度の意見等を受け付けることになりました。

今回の第9回口頭弁論で、原告と被告双方から原告等の陳述書が提出されました。

次回の第10回口頭弁論は、2023年12月11日13時30分から、大阪地方裁判所809号法廷で行われます。

* 要件事実とは

『一定の「法律効果」が発生するために必要な具体的事実をいう。民事訴訟において、各当事者は、自分に有利な「法律効果」が認められるためには、その要件事実を主張・立証しなければならない』

『一定の「法律効果」が生じるためには、「法律要件」が満たされていないから、現実の社会生活において法律を適用しようとする場合には、その抽象的な「法律要件」に当てはまる現実の事象を見つけることが必要となる』

* 法律要件と法律効果とは

『法律的な効果を生じさせる原因を「法律要件」といい、それにより生じた法律的な結果を「法律効果」という。要約すれば、権利義務の変動（発生・変更・消滅）を生ぜしめる原因を「法律要件」、変動の結果を「法律効果」という』

強制出向裁判 第10回口頭弁論

2023年12月11日 13時30分

大阪地方裁判所809号法廷